同表第四号中「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九九七」を「〇・九九三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九六」に、「五十九万四千二百円」を「五十九万千七百円」に改め、同条第二項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表中「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九九七」を「〇・九九三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその額に〇・九九六」に改め、同条第三項及び第四項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「（平成十六年十二月」を「（平成二十一年十二月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九九七」を「〇・九九三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九六」に改め、同条第五項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。

附則第三条の見出し中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表第一号中「平成十八年四月以後の月分の」を削り、「百六万八千三百円」を「百六万四千円」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「百三十万七千円」を「百三十万千七百円」に、「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に、「五百二十万二千七百円」を「五百十八万千五百円」に、「三百三十九万三千九百円」を「三百三十八万百円」に、「二百三十五万四千百円」を「二百三十四万四千五百円」に、「二十万五千円」を「二十万四千百円」に、「一万四千六百円」を「一万四千五百円」に、「六万五千九百円」を「六万五千六百円」に、「十三万九千百円」を「十三万八千五百円」に、「七万五千九百円」を「七万五千六百円」に、「二十二万七千九百円」を「二十二万七千円」に、「百八十四万五千二百円」を「百八十三万七千七百円」に、「百七十二万二百円」を「百七十一万三千二百円」に、「一万六千二百三十円」を「一万六千百六十四円」に改め、同表第二号中「平成十八年四月以後の月分の」を削り、「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「百分の二十三・七」を「百分の二十二・九」に、「百分の二十一・〇」を「百分の二十・二」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。

附則第四条第一項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改め、同条第二項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「百分の二十・二」を「百分の十九・七」に改める。

（地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一七三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一四四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇七五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇二五
平成四年四月から平成五年三月まで	〇・九九六
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九七六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二一四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一五五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇八五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇〇六
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九八六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七